

令和 7 年度和歌山県特定施設入居者生活介護運営指導実施方針

1 総論

(1) 基本概念

特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営指導は、「看護、医学的管理の下における介護サービスの質の確保と向上」及び「要介護者の尊厳の保持」並びに「高齢者に対する虐待の防止」、「適正な医療・介護報酬請求の徹底」等を踏まえて、事業所の所在地において、関係書類等を基に運営指導を行う。

(2) 個別性の重視

事業所がその種別、歴史的沿革、立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の事業所の運営努力をも勘案し、運営指導が形式的・画一的な指導にならないよう留意する。

(3) 総合的な指導

利用者等の処遇、職員の配置及び勤務条件、介護報酬の請求、設備の状況等、事業所の運営管理全般に渡って総合的に実施する。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の立入検査と併せて実施するものとする。

2 運営指導の対象事業所

県所管の事業所に対して運営指導を行う。

3 運営指導の方法

(1) 実施概要

運営指導は、原則として 1 事業所 1 日とし、関係者に対して関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。また、適切かつ円滑な運営指導が実施できるよう、対象事業所の運営規模、運営形態等を考慮して、介護サービス指導課の複数の職員に従事させる。

なお、事業所・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとする。活用に当たっては、事業所の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

(2) 指導事項の規範

運営指導は、介護保険法に関する法令準則等の他、「介護保険施設等の指導監督について(通知)」(令和 4 年 3 月 31 日老発第 0331 第 6 号 最終改定 令和 6 年 3 月 26 日老発 0326 第 6 号)及び「介護保険施設等運営指導マニ

ュアル」(令和4年3月31日老発0331第7号 最終改正令和6年7月4日老発0704第7号)等を規範として実施する。

(3) 実施方法

- ア 運営指導は、事業所の管理者又は事務部門の責任者の立会いのもと実施し、看護、介護部門の責任者、その他必要と認める者の出席を随時求めるものとする。
- イ 運営指導は、必要に応じて、感染症等の感染拡大防止対策を講じた上で行う。
- ウ 職員は、事前提出資料に基づき、事業所の人員及び運営等の状況を、関係法令に照らして検討し、「運営指導調書」に基づき適否の判定を行う。

4 運営指導の結果通知

(1) 通知方法

運営指導の結果については、講評において職員が口頭で指導したもの等を取りまとめて整理した後、文書により、原則として運営指導の日から1箇月以内に事業所に到達するよう通知する。

(2) 通知内容

運営指導結果の通知に当たっては、運営指導の当日に聴取した事項や後日の追加資料を綿密に検討し、問題点を明らかにした後、その問題点を解決するために事業所が採るべき必要な改善措置等を具体的に示して通知する。この場合において、通知を受けた事業所が速やかに問題の解決を図れるよう、参考資料の紹介等有用な情報の提供にも努める。

5 本年度の重点指導項目

- ① 義務化及び減算となる事項
- ② 令和6年度介護報酬改定により新設・変更された加算等
- ③ 身体拘束等適正化の取組